

社会福祉法人京都総合福祉協会 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人・京都総合福祉協会(以下「協会」という)の評議員選任・解任委員並びに評議員及び理事、監事及び顧問の給与・報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(給与の額)

第2条 協会の職員が常勤役員に就任した場合には、協会給与規程(別表)に定めるところにより支給する。

2 協会の職員が役員を兼職する場合には、報酬を支給しないものとする。

(報酬の額)

第3条 非常勤の役員等(理事・評議員・監事・評議員選任・解任委員・顧問)が協会の業務を行うときは、1日に付き2万円を支給する。

ただし、その業務のために要した時間が、4時間未満の場合は1万円とする

2 会計業務について監査した監事については、第1項の規定にかかわらず、1日につき8万円を支給する。

(給与・報酬の支給日及び支給方法)

第4条 給与支給日および支給方式は、京都総合福祉協会給与規程の定めによる。

2 非常勤の役員等の支給日は、その都度、出席日において現金にて支給する。

(費用弁償)

第5条 役員が職務のため出張するときは、費用弁償として、京都総合福祉協会「旅費規程」に基づき、旅費を支給する。

2 理事会・評議員会等に出席した場合の交通手当について、常勤役員・職員役員兼職者については、給与規程第12条(通勤手当)に含むものとし、非常勤の役員等については、報酬に含むものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。